

(別紙 1)

東峰村地域の特産品開発事業における 事業計画・マーケティング調査等業務委託仕様書

1. 委託事業名

東峰村地域の特産品開発事業における事業計画・マーケティング調査等業務

2. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで

3. 委託業務の目的

令和 3 年 2 月に策定された「福岡県日田彦山沿線地域振興計画」の基本方針において、沿線地域の持続的な発展を維持していくための基本方針として、①共通の資源である水を活用した地域振興・観光振興、②地域資源を活用した産業振興、③地域資源を活用した新たな商品開発と拠点づくりの 3 点が定められている。これらを推進する施策として、本村においては、村の資源である村内の植物等を活かした香りの特産品開発に令和 6 年度から取り組んでおり、初年度は全体コンセプト及び方針作成、昨年度は村で採取した植物等を使用した試作品製作等を行っている。また、本年度中に施工予定である筑前岩屋駅の駅舎改修と併せて、アロマファクトリーラボの整備及び蒸留器の設置を計画している。

本業務では、その施設等を活用し、令和 9 年度より標記事業を円滑に進めていけるよう、事業計画策定や生産・販売計画の策定、マーケティング調査及び伴走支援等を実施するものである。

4. 委託業務の内容

(1) 村内の植物等を活用したアロマ商品開発

①商品企画

- ・市場調査等を踏まえた地域ブランドやコンセプト、ターゲット等を提案すること。
- ・市場調査結果等を踏まえ、事業開始後に商品の製造・販売を行う事業者（以下「支援先事業者」という。）が継続的に生産することが出来る商品を提案すること。
なお、支援先事業者については、委託者から別途指示するものとする。
- ・商品は村内で採取可能な植物を使用し、最低 3 種類以上の商品を提案すること。
（同じ種類の商品（例：アロマオイル）であって、香りの元となる素材（植物）を変更したものについては、合わせて 1 種とみなす）
- ・容器、パッケージ等の企画及びデザイン案を提案すること。

②商品開発

- ・①の結果に基づき、商品を開発すること。
- ・委託業務には、開発に際し必要となる精油の抽出等、試作の工程も含むこととする。

- ・商品開発においては、委託者及び支援先事業者と連携して実施すること。
- ・開発した商品のレシピは委託者及び支援先事業者に提供するとともに、原材料の調達、加工及び容器・パッケージの調達に関する情報提供を行うこと。

※事業開始後の商品製造（精油の抽出）に使用する蒸留器及び設置場所は、以下を想定している。

- ・設置場所：筑前岩屋駅駅舎内（東峰村大字宝珠山 4031 番地 5）
- ・釜タイプ：ステンレス
- ・蒸留釜容量：25 リットル以上
- ・精油抽出量：10ml～30ml 程度
- ・熱源：IH ヒーター

③商品の容器、ラベル、パッケージの製作

- ・製作数量は、（４）を踏まえ直近の販売に必要な数量以上とする。

（２）市場調査

①消費者調査

- ・アロマ商品の市場性把握に向けた調査を行うこと。
- ・バイヤー、流通事業者等へのサウンディング調査を行うこと。
- ・競合商品及び類似事例の調査・分析を行うこと。

（３）販路開拓及び営業戦略支援

①販路候補に関する情報収集及び整理

②想定販路ごとの販売戦略及び営業アプローチの整理

（４）事業計画書及び収支計画書の作成

①事業計画書及び収支計画書の策定

- ・（１）～（３）の内容を踏まえ、支援先事業者が継続的に事業を実施していくための事業計画書及び収支計画書を策定する。
- ・策定に必要な要素（従事する職員数など）については、委託者及び支援先事業者との協議の上決定する。

（５）その他事業化に向けて必要と認められる事項に関する助言・提案

５．報告書及び成果物の提出

業務完了時に、以下のとおり業務完了報告書及び成果物を提出すること。

（１）成果物

- ①業務完了報告書
- ②事業計画書及び収支計画書
- ③商品の試作完成品及び商品のレシピ（詳細や納品数量は委託者と別途協議の上、決定）
- ④商品の容器、ラベル、パッケージ（納品数量は委託者と別途協議の上、決定）

(2) 提出期限

令和9年3月26日(金)

(3) 納品場所

東峰村ふるさと推進課

(4) 納入方法等

①書面2部及び電子データ(CD-RまたはDVD-R)1部を提出すること。

②(1)③④の完成品は、破損等しないよう配慮して提出すること。

6. 業務実施上の留意事項

(1) 業務実施に当たっては、委託者と十分に企画検討、連絡調整等の協議を行い、業務の進捗状況、計画等について、随時連絡及び報告を行うこと。

(2) 業務実施に係る協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し提出する。

(3) 業務実施に当たっては、委託者と連携すること。

(4) 業務上知り得た個人情報や企業情報について、第三者に漏らさないこと及び他の目的に使用しないこと。

(5) 委託料には、業務に係る経費(人件費、旅費、消耗品費、通信運搬費等)の一切を含む。

(6) 業務を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

7. 制作物に関する権利の帰属

(1) 著作権の取扱いに十分注意すること。

(2) 業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て東峰村に帰属する。受託者が従前から保有する知識、ノウハウ、技術、その他これらに類するものについては、受託者に帰属するものとする。本業務の履行過程において作成される検討資料、打合せ資料、分析資料その他の中間成果物については、成果物に含まれる部分を除き、受託者に帰属するものとする。

(3) 業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約束するものとする。

(4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ東峰村に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

(5) 上記(1)(2)(3)(4)の規定は、「6. 業務実施上の留意事項」の(6)により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

8. その他

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議の上、処理すること。また、事業内容の変更が生じる恐れがある場合は、あらかじめ承認を得ること。